

匝瑳市学校体育施設開放のしおり

(開放の目的)

市立学校の体育施設・設備及び備品を市民に開放することにより、スポーツの普及・発展及び市民の体力向上・健康増進を図る。

(開放する日時)

学校教育に支障のある日、及び12月29日～翌年1月3日を除く。

- 1 土・日曜日、祝日は、9時～22時00分
- 2 それ以外の日は、18時～22時00分

※ ただし、特別の事情があり、学校長の了承を得た場合はこの限りではない。

(利用者の範囲)

次の条件を満たす団体で、匝瑳市教育委員会に登録したもの。

- 1 市内在住・在勤または通学する者10人以上で組織する団体であること。
- 2 成人の責任者及び指導者がいること。
- 3 スポーツ安全保険等に全員が加入していること。

※ 団体登録は<学校体育施設利用開放利用団体登録書(第1号様式)>を生涯学習課に提出して行う。

(登録証の有効期限)

有効期限は、交付の日から該当交付年度の3月31日までとする。

(登録事項の変更届)

登録団体は、団体登録申請事項に変更が生じたときは、生涯学習課に届けなければならない。

(団体登録の抹消)

教育長は、以下の場合、登録団体の登録を抹消することができる。

- 1 虚偽の申請に基づいて登録したとき。
- 2 登録団体として不適格と認められる行為をしたとき。

(利用の許可)

体育施設を利用しようとする登録団体は、当該体育施設を管理する学校長の確認を得て、<学校体育施設利用許可申請書(第4号様式)>を生涯学習課に提出する。

(利用者の心得)

- 1 体育施設を大切にすること。
- 2 火災・事故等の防止に努めること。
- 3 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- 4 利用後は、体育施設を原状に回復するとともに、清掃・戸締り・消灯を必ず行うこと。また、ゴミは各自で持ち帰ること。
- 5 教育長の指示に従うこと。
- 6 利用日は、指定された日時を厳守すること。
- 7 学校体育施設の周辺住民に迷惑がかからないよう配慮すること。

(利用の中止)

- 1 利用者が公共の秩序を乱し、または乱す恐れのあるとき。
- 2 利用者がこの規則または利用許可の条件に違反したとき。
- 3 その他、教育長がその利用を不相当と認めたとき。

(事故責任)

教育委員会は、体育施設の利用に付随して発生した事故については、教育委員会の責任に帰する場合を除き、一切の責任を負わない。

(損害賠償)

利用者は、体育施設を破損または亡失等したときには、体育施設を原状に修復し、または損害を賠償しなければならない。

(事故報告等)

- 1 登録団体は、体育施設の利用中に負傷事故が発生したときには、当該体育施設を管理する学校長を経由して<学校体育施設開放利用事故報告書(第6号様式)>を生涯学習課に提出しなければならない。
- 2 利用者は、体育施設を破損または亡失等したときには、当該体育施設を管理する学校長を経由して<学校体育施設破損等届(第7号様式)>を生涯学習課に提出しなければならない。

※ その他、学校体育施設の開放に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

不明な点は、匝瑳市教育委員会生涯学習課(スポーツ振興班)までお問い合わせください。

電話 0479(73)0097
FAX 0479(73)0015
MAIL s-sports@city.sosa.lg.jp